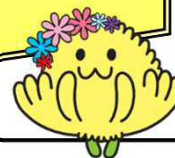


# 補助金の併用について



## ○補助金併用の原則

補助対象経費（…各補助事業において補助の対象としている費用のこと。）が重複している補助金は、国・県・市の補助事業全てにおいて、原則として併用ができません。

併用可能な例 (補助対象経費が分かれている)		場合により併用可能な例※		併用不可な例 (補助対象経費が重複している)	
①	新住宅取得推進事業 購入に係る費用	①	空き家等リフォーム支援事業 リフォームに係る費用	①	新住宅取得推進事業 新築工事／住宅購入に係る費用
⊕		⊕		⊕	
②	空き家等リフォーム支援事業 リフォームに係る費用	②	木造住宅耐震化事業 耐震改修に係る費用	②	多世帯近居住まい推進事業 新築工事／住宅購入に係る費用

※各工事の内容がそれぞれ明確に分かれており、また工事の内訳明細書において補助対象経費が分かれていることが確認できる場合に併用が可能です。

※リフォーム工事と耐震改修工事の内容が同一であると判断できる場合は併用不可です。

## ○国・県の補助金との併用

原則のとおり、補助対象経費が重複する補助金は、市の補助金との併用ができません。

**ただし以下に示す例外のように**、国の通知があった場合などには併用が可能となる場合があります。下記の補助金以外でご不明な場合は建築住宅課までお問い合わせ下さい。

### 例外として併用可能な補助金

国の補助事業	併用可能な市の補助事業
こどもみらい住宅支援事業 (国土交通省)	・新住宅取得推進事業
すまい給付金 (国土交通省)	・新住宅取得推進事業 ・多世帯近居住まい推進事業 ・子育て世帯等と移住者への住まい支援事業
その他の補助金 (ZEH支援事業など)	補助対象経費が重複する場合原則として併用不可

